前橋市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

第1条関係改正案	現　　行
(初任給調整手当) 第7条の2　省略 第7条の3　医療職給料表の適用を受ける職員として新たに採用された職員には、月額41万8,600円を超えない範囲内の額を、第1種初任給調整手当として支給する。 2～4　省略 (宿日直手当) 第15条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において、市規則で定める額を宿日直手当として支給する。 2　前項の宿日直勤務のうち常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、2万5,000円を超えない範囲内において、市規則で定める月額の宿日直手当を支給する。 3　省略 (期末手当) 第16条　省略 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の128.75(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第19条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の108.75)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　省略 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の63.75」とする。 4～6　省略 (勤勉手当) 第19条　省略 2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基	(初任給調整手当) 第7条の2　省略 第7条の3　医療職給料表の適用を受ける職員として新たに採用された職員には、月額41万7,600円を超えない範囲内の額を、第1種初任給調整手当として支給する。 2～4　省略 (宿日直手当) 第15条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円を超えない範囲内において、市規則で定める額を宿日直手当として支給する。 2　前項の宿日直勤務のうち常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、2万3,500円を超えない範囲内において、市規則で定める月額の宿日直手当を支給する。 3　省略 (期末手当) 第16条　省略 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第19条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の106.25)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　省略 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。 4～6　省略 (勤勉手当) 第19条　省略 2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基

礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の108.75(特定幹部職員にあっては、100分の128.75)を乗じて得た額の総額 (2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の53.75(特定幹部職員にあっては、100分の63.75)を乗じて得た額の総額 3～5　省略 別表第1　省略 別表第3～別表第4　省略	礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25(特定幹部職員にあっては、100分の126.25)を乗じて得た額の総額 (2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25(特定幹部職員にあっては、100分の61.25)を乗じて得た額の総額 3～5　省略 別表第1　省略 別表第3～別表第4　省略

前橋市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

第2条関係改正案	第1条関係改正後
(給料) 第2条　給料は、前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年前橋市条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)第8条に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第14条第1項において同じ。)、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、転居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を除いたものとする。 2　省略 (地域手当) 第9条の2～第9条の3　省略 (広域異動手当) 第9条の3の2　職員がその在勤する公署を異にして異動した場合又は職員の在勤する公署が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき市規則で定めるところにより算定した公署間の距離(異動等の日の前日に在勤していた公署の所在地と当該異動等の直後に在勤する公署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と公署との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する公	(給料) 第2条　給料は、前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年前橋市条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)第8条に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第14条第1項において同じ。)、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を除いたものとする。 2　省略 (地域手当) 第9条の2～第9条の3　省略

署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と公署との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と公署との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として市規則で定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る公署間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた公署への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として市規則で定める場合は、この限りでない。

(1)　300キロメートル以上　100分の16

(2)　60キロメートル以上300キロメートル未満　100分の8

2　前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3　国家公務員若しくは給料表の適用を受けない地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者(任用の事情等を考慮して市規則で定める者に限る。)又は異動等に準ずるものとして市規則で定めるものがあった職員であって、これらに伴い勤務場所に変更があったものには、市規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4　前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前3条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広

域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。	
5　前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。	
（単身赴任手当）	（単身赴任手当）
第9条の6　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条及び次条第7項第2号において同じ。）と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。	第9条の6　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
2　単身赴任手当の月額は、3万円とする。	2　単身赴任手当の月額は、3万円（市規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が市規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて市規則で定める額を加算した額）とする。
3～4　省略	3～4　省略
（転居手当）	
第9条の7　職員が異動等に伴って特定転居元から住居を移転した場合において、当該特定転居元から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離その他の事情を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められ、かつ、往来距離（往来距離により難い特別の事情があるものとして市規則で定める場合には、市規則で定める区間の距離。次項において同じ。）が市規則で定める距離以上であるときは、当該職員には、市規則で定めるところにより、当該異動等の日の属する月の翌月（当該異動等の日が月の初日であるときは、その日の属する月）から3年間（単身赴任手当支給職員にあっては、前条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当が支給される間）、転居手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定	

の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた公署への異動等が予定されている場合その他の転居手当を支給することが適当と認められない場合として市規則で定める場合は、この限りでない。

2　転居手当の月額は、4万3,000円(単身赴任手当支給職員にあっては、10万5,000円)を超えない範囲内で往来距離の区分に応じて市規則で定める額とする。

3　第1項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員が単身赴任手当支給職員以外の職員となったとき又は同項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員以外の職員が単身赴任手当支給職員となったときは、転居手当を支給することが適当でない場合として市規則で定める場合を除き、引き続き転居手当を支給する。この場合において、同項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員が単身赴任手当支給職員以外の職員となった場合における当該転居手当を支給する期間は、市規則で定める。

4　第1項の規定により転居手当を支給されている職員が、異動等に伴って同項の規定により新たに転居手当を支給されることとなるときは、現に支給されている転居手当の支給は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により新たに転居手当を支給される月の前月で終わるものとする。

5　国家公務員若しくは給料表の適用を受けない地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者(任用の事情等を考慮して市規則で定める者に限る。)又は異動等に準ずるものとして市規則で定めるものがあった職員であって、これらに伴い勤務場所に変更があり、当該変更に伴って住居を移転したものその他第1項の規定による転居手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、市規則で定めるところにより、前各項の規定に準じて、転居手当を支給する。

6　前各項に規定するもののほか、転居手当の支給額の改定その他転居手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

7　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　異動等　公署を異にする異動又は職員の在勤する公署の移転

(2)　特定転居元　異動等に伴って住居を移転する職員の移転前の住居がある場所であって、移転後に職員が当該場所と移転後の住居

との間を往来する必要が生ずると通常想定される場所として、職員が当該場所を生活の拠点としていた期間その他の事情を考慮して市規則で定める場所(単身赴任手当支給職員にあっては、配偶者の住居) (3)　往来距離　市規則で定めるところにより算定した職員の現在の住居と特定転居元との間の距離 (4)　単身赴任手当支給職員　前条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員	
(勤務1時間当たりの給与額の算出) 第14条　勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに初任給調整手当及び転居手当(第9条の7第7項第4号に規定する単身赴任手当支給職員に対して支給するものを除く。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから勤務時間条例第8条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(これらの日のうち勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。)の日数に同条第2項に規定する1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。	(勤務1時間当たりの給与額の算出) 第14条　勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから勤務時間条例第8条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(これらの日のうち勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。)の日数に同条第2項に規定する1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。
2　省略 (期末手当) 第16条　省略 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第19条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　省略 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。 4　第2項の期末手当基礎額は、それぞれのその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに	2　省略 (期末手当) 第16条　省略 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の128.75(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第19条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の108.75)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　省略 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の63.75」とする。 4　第2項の期末手当基礎額は、それぞれのその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並び

これらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。	にこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
5　行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち市規則で定めるもの、同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表ごとに市規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。	5　行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち市規則で定めるもの、同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表ごとに市規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
6　省略	6　省略
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第19条　省略	第19条　省略
2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。	2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。
(1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5(特定幹部職員にあっては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額	(1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の108.75(特定幹部職員にあっては、100分の128.75)を乗じて得た額の総額
(2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5(特定幹部職員にあっては、100分の62.5)を乗じて得た額の総額	(2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の53.75(特定幹部職員にあっては、100分の63.75)を乗じて得た額の総額
3　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。	3　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
4～5　省略	4～5　省略
(休職者等の給与)	(休職者等の給与)
第23条　省略	第23条　省略
2　職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、広域異動手当、	2　職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及

住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。	び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
3　職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。	3　職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
4　職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。	4　職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
5　職員が分限条例第2条に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70(休職の原因である災害が公務上又は通勤上の災害と認められる場合にあっては、100分の100)を支給することができる。	5　職員が分限条例第2条に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70(休職の原因である災害が公務上又は通勤上の災害と認められる場合にあっては、100分の100)を支給することができる。
6～9　省略	6～9　省略
(技能労務職員の給与の種類及び基準)	(技能労務職員の給与の種類及び基準)
第25条　技能労務職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、転居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、退職手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当とする。	第25条　技能労務職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、退職手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当とする。
2　省略	2　省略

前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表(第3条関係)

第3条関係改正案	現　　行
(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)	(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)
第9条　省略	第9条　省略
2　特定任期付職員に対する給与条例第7条第3項、第9条の2の2、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第7条第3項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第9条の2の2中「医療職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第15条の2第1項中「管理職員」とあるのは	2　特定任期付職員に対する給与条例第7条第3項、第9条の2の2、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第7条第3項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第9条の2の2中「医療職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第15条の2第1項中「管理職員」とあるのは

「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第16条第2項中「100分の128.75」とあるのは「100分の98.75」と、給与条例第19条第2項第1号中「100分の108.75」とあるのは「100分の91.25」とする。 別表　省略	「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第16条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第19条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。 別表　省略

前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表(第4条関係)

第4条関係改正案	第3条関係改正後
(特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第9条　省略 2　特定任期付職員に対する給与条例第7条第3項、第9条の2の2、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第7条第3項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第9条の2の2中「医療職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第15条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第16条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第19条第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と、「総額」とあるのは「総額(任命権者又はその委任を受けた者に所属する職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に3を超えない範囲内で当該職員の数に応じて市規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で市長の承認を受けた額)」とする。	(特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第9条　省略 2　特定任期付職員に対する給与条例第7条第3項、第9条の2の2、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第7条第3項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第9条の2の2中「医療職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第15条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第16条第2項中「100分の128.75」とあるのは「100分の98.75」と、給与条例第19条第2項第1号中「100分の108.75」とあるのは「100分の91.25」とする。

前橋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表(第5条関係)

改　正　案	現　　行
(給与の種類) 第2条　省略 2　省略 3　手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第16条第2項において同じ。)、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、転居手当、特殊勤務手	(給与の種類) 第2条　省略 2　省略 3　手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿

当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当とする。	日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当とする。
（地域手当） 第6条の2　省略	（地域手当） 第6条の2　省略
（広域異動手当） 第6条の2の2　広域異動手当は、職員がその在勤する公署を異にして異動した場合又は職員の在勤する公署が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この項において「異動等」という。）につき管理者が定めるところにより算定した異動等の日の前日に在勤していた公署の所在地と当該異動等の直後に在勤する公署の所在地との間の距離及び住居と公署との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する公署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と公署との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と公署との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として管理者が定める場合を含む。）に、当該職員に対して支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた公署への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として管理者が定める場合は、この限りでない。 2　前項のほか、同項の規定による広域異動手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、広域異動手当を支給する。	
（単身赴任手当） 第7条の2　単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び次条第1項において同じ。）と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照ら	（単身赴任手当） 第7条の2　単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難である

して困難であると認められない場合は、この限りでない。	と認められない場合は、この限りでない。
2　省略	2　省略
(転居手当)	
第7条の3　転居手当は、職員が公署を異にする異動又は職員の在勤する公署の移転(以下この項において「異動等」という。)に伴って特定転居元(異動等に伴って住居を移転する職員の移転前の住居がある場所であって、移転後に職員が当該場所と移転後の住居との間を往来する必要が生ずると通常想定される場所として、職員が当該場所を生活の拠点としていた期間その他の事情を考慮して管理者が定める場所(前条の規定により単身赴任手当を支給される職員にあっては、配偶者の住居)をいう。以下この項において同じ。)から住居を移転した場合において、当該特定転居元から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離その他の事情を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められ、かつ、管理者が定めるところにより算定した職員の現在の住居と特定転居元との間の距離(当該距離により難い特別の事情があるものとして管理者が定める場合には、管理者が定める区間の距離)が管理者が定める距離以上であるときに、当該職員に対して支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた公署への異動等が予定されている場合その他の転居手当を支給することが適当と認められない場合として管理者が定める場合は、この限りでない。	
2　前項のほか、同項の規定による転居手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、転居手当を支給する。	
(給与の減額)	(給与の減額)
第16条　省略	第16条　省略
2　職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。)の介護をするため、勤務を要しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、高齢者部分休業(職員が、55歳に達した	2　職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。)の介護をするため、勤務を要しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、高齢者部分休業(職員が、55歳に達した

日以後の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は子育て部分休暇（当該職員が小学校就学の始期から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額（高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合にあっては、給料並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当、管理職手当並びに初任給調整手当に限る。）を減額して給与を支給する。	日以後の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は子育て部分休暇（当該職員が小学校就学の始期から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額（高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合にあっては、給料並びにこれに対する地域手当及び管理職手当に限る。）を減額して給与を支給する。